

平成26年2月25日

中堅・中小企業の海外進出サポート体制を強化！

経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」へ参加！

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成26年2月25日（火）より運用がはじまる「海外展開一貫支援ファストパス制度」に紹介元支援機関として参加いたします。本制度への参加により、海外進出や輸出を検討中のお客さまをJETRO・外務省（在外公館を含む）・国際協力銀行などの公的専門機関等（紹介先支援機関）へ円滑にご紹介することが可能となります。

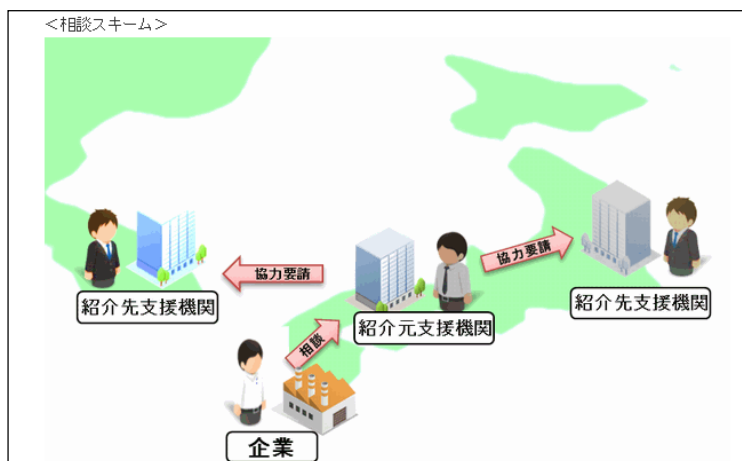
当行は、これからも「地域のお客さまのベスト・コンサルタント」となることを目指して、外部機関との連携等により、アジア地域等への海外進出支援拡充に取り組んでまいります。

記

1. 「海外展開一貫支援ファストパス制度」について

本制度は、当行を含む地域金融機関や商工会議所等が紹介元支援機関となり、外務省（在外公館含む）、JETRO等の公的専門機関等（紹介先支援機関）に紹介し、海外展開をご検討されている中堅・中小企業等の支援を行うことを目的とした制度です。

2. 相談スキーム



【ご相談フロー】

- ① 紹介元支援機関である最寄りの千葉興業銀行にご相談ください。
- ② お客さまが希望するサービス内容に応じて、海外進出支援のノウハウが豊富な紹介先支援機関をご紹介します。
- ③ 紹介先支援機関は、支援サービスを検討の上で、お客さまの海外展開をサポートします。

3. 本制度のご利用条件（制度詳細は、[経済産業省ホームページ](#)をご参照ください。）

当行経由で本制度をご利用いただくには、当行と既にお取引（もしくはお取引予定）があり、かつ今後2年以内に海外展開（進出・輸出）を計画されていることなど、一定の条件がございます。

以上